

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下、「障害者総合支援法施行規則」という)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 障害者総合支援法第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定特定相談支援事業者の申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(第1号様式)及び付表(第2号様式)により事業所ごとに行うものとし、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 口座振込(変更)依頼書(兼受領委任状)
- (2) 定款
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 運営規定
- (5) 財産目録又は決算書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 平面図
- (9) 設備や備品等の一覧及び写真
- (10) 管理者及び相談支援専門員の経歴書
- (11) 相談支援従事者初任者研修の修了証の写し
- (12) 管理者及び相談支援専門員の実務経験(見込)証明書
- (13) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

- (14) 従事者の勤務形態の一覧
- (15) 組織体制図
- (16) 主たる対象者を特定する理由等
- (17) 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書
- (18) 役員名簿
- (19) 関係機関との協力体制
- (20) 指定特定相談支援事業管理者又は指定障害児相談支援事業管理者誓約書
- (21) 建物賃貸借契約書の写し（事業所の建物が賃貸物件である場合）
- (22) その他市長が必要と認める事項

（指定等の通知）

第3条 市長は前条の規定による申請があったときは速やかに内容を審査し、指定を行うときは指定通知書（第3号様式）、指定を行わないときは却下通知書（第4号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出等）

第4条 障害者総合支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第5号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（第6号様式）により、それぞれ行うものとする。

（指定の取消し）

第5条 市長は障害者総合支援法第51条の29第2項又は児童福祉法第24条の36の規定により、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したときには、指定取消通知書（第7号様式）により、申請者に通知をするものとする。

（公示）

第6条 障害者総合支援法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づく公示は、次に掲げる事項により行なうものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

(5) 事業の主たる対象者

(6) 事業所番号

(補則)

第7条 この要領に規定するもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。